

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

令和8年1月1日以降に納付した保険料は、本証明書ではなく、令和8年分の控除証明書に記載されます。

●ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

●お問い合わせ

（1）日本年金機構ホームページ

控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。
右の二次元コードよりご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujou2025.html>)



（2）ねんきん加入者ダイヤル

TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル)
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料定額プランの対象外です。
050から始まる電話でおかけになる場合(東京)03-6630-2525
<受付時間> 月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日※ 9:30～16:00
※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は
ご利用いただけません。



●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除を申告する場合は、以下の（1）または（2）のどちらかを選択してください。

（1）全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）

本証明書の「令和7年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている納付済額が証明額となります。

申告の際は、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

（2）各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年の控除額は下表の例のように算出します。申告の際は、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

（2）の方法で控除を受けた場合、（1）の方法に戻すことはできません。

また、令和8年に令和8年分と令和9年分をまとめて控除することもできません。

！ 本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

[例] 各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合

控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で17カ月分（令和7年11月分から令和9年3月分）294,780円を前納した場合
Ⓐ令和7年	(令和7年4月から令和7年12月までの9カ月分) 408,150円×9カ月/24カ月 = 153,057円	(令和7年11月から令和7年12月までの2カ月分) 294,780円×2カ月/17カ月 = 34,680円
Ⓑ令和8年	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 408,150円×12カ月/24カ月 = 204,075円	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 294,780円×12カ月/17カ月 = 208,080円
Ⓒ令和9年	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 408,150円 - Ⓐ - Ⓑ = 51,018円	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 294,780円 - Ⓐ - Ⓑ = 52,020円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「*****」と表示されます。
- 「③合計額」は、「*****」と表示されます。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「*****」と表示されます。
- 「③合計額」は、「*****」と表示されます。

【注意事項】

- 「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに納付した保険料額です。
- 「②見込額」は、「*****」と表示されます。
- 「③合計額」は、「*****」と表示されます。